

ご存知ですか？

埋蔵文化財保護のしくみ

埋蔵文化財（遺跡と出土品）は私たちの祖先が残してくれた貴重な文化遺産です。

宇都宮市内には約700箇所の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）があります。



古 墳



集落跡



城 跡

次の場合は届出が必要です。

届出に基づき、埋蔵文化財保護上の措置について協議します。

○ 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）で工事等を行う場合（文化財保護法第93条）

土地の形状の変更（掘削・整地・盛土・穿孔等）を伴う行為は、着手予定日の60日前までに届け出てください。

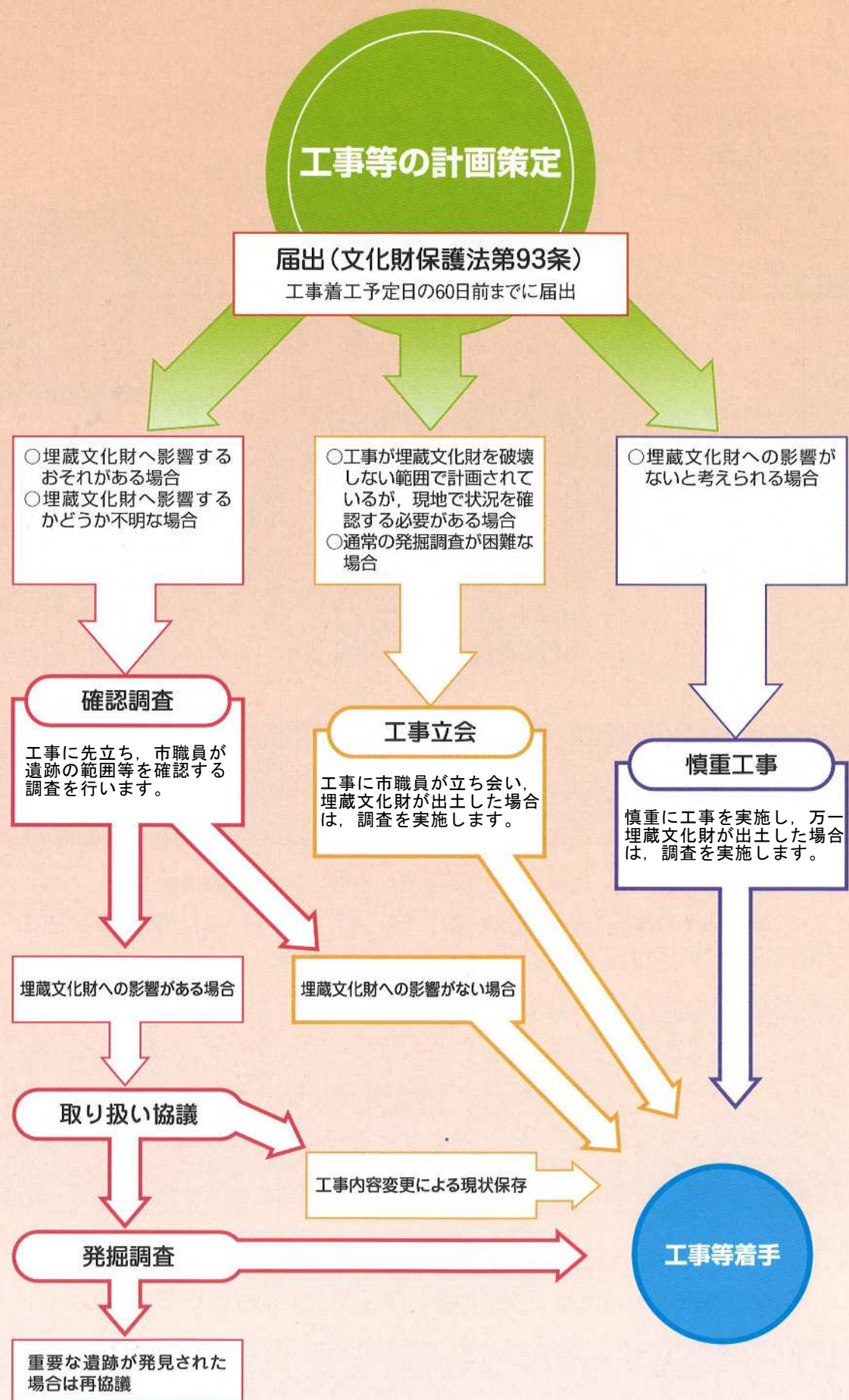
こんな場合にも届出の対象となります。

- 建物の建設 整地や基礎の設置など、土地の形状の変更が伴えば届出が必要。
- 建物の解体 基礎の撤去など、掘削が伴えば届出が必要。
- 樹木の伐採 抜根や作業路の設置など、土地の形状の変更が伴えば届出が必要。
- 土砂の採取 届出が必要。（砂利、鹿沼土の採取など）
- 農業関係 通常の耕作の深さを超えて掘削する場合や、耕地の形を変えたり農道を設置するなどの土木工事が伴う場合は届出が必要。
- ボーリング調査・杭の打設など。

○ 工事中などに、埋蔵文化財と思われるものを発見したとき（文化財保護法第96条）

現状を変更しないように工事を中断し、すみやかに届け出てください。

埋蔵文化財包蔵地における工事等の取り扱いの流れ



※このフロー図は一般的な場合です。遺跡の性格や工事等の内容によっては、このとおりでない場合もあります。

埋蔵文化財包蔵地の取り扱いに関するQ&A

Q 1 包蔵地の場所や範囲は、どこでわかるのですか？

A 1 埋蔵文化財包蔵地地図は、宇都宮市 文化都市推進 課にありますので、直接おいでになるか、ファックスでお問い合わせください。

Q 2 届出の様式はどこにあるのですか？

A 2 宇都宮市 文化都市推進 課にありますので、お問い合わせください。

Q 3 どんな工事であっても、届出が必要なのですか？

A 3 規模の大小を問わず、掘削・整地・盛土・穿孔など土地の形状の変更が伴えば、すべて届出が必要です。

Q 4 工事の内容が詳細に決定しなければ、届出を提出できないのですか？

A 4 詳細な設計図等が完成していなくても、届出を受け付けることは可能なこともあります。早めにご相談ください。

Q 5 包蔵地で工事する場合、必ず発掘調査を実施しなければならないのですか？

A 5 届出は必要ですが、確認調査などの結果、埋蔵文化財への影響がないことがわかれば発掘調査を実施する必要はなくなります。（道路等を除く）

Q 6 発掘調査が実施されたことがある包蔵地で工事を行う場合でも、届出が必要なのですか？

A 6 発掘調査が実施されたことがある土地でも、地下に遺跡の一部が保存されている場合や、完全な記録保存が行われていない場合などがあるため、届出が必要です。

Q 7 すでに造成されたり、建物等が建っている土地でも届出が必要なのですか？

A 7 Q 6 と同じ理由で届出が必要です。

文化財保護法の埋蔵文化財関係条項の内容

第93条について

第93条第1項では、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（「周知の埋蔵文化財包蔵地」）を発掘しようとする場合には、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない、と規定されています。

また、第2項では、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる、とされています。

第96条について

第96条第1項では、土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない、と規定されています。

また、第2項では、文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる、とされています。

※上記2か条に定める文化庁長官の事務については、文化財保護法第184条の規定により、都道府県教育委員会が行うこととされています。また、栃木県内の埋蔵文化財関係の届出は、市町を経由して栃木県へ提出するように定められています。

栃木県における開発事業等に伴う埋蔵文化財取り扱い基準（一部抜粋・大意）

発掘調査が必要な場合

- ・埋蔵文化財が掘削、破壊される場合
- ・直接掘削が及ばない場合であっても、地下の埋蔵文化財に影響を及ぼす場合
- ・恒久的な工作物の設置等により、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合（道路、鉄道、ダム、河川、3m以上の盛土等）

※詳細はお問い合わせください。

くわしくは…

宇都宮市魅力創造部文化都市推進課文化財保存活用グループへ

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5

TEL 028-632-2764

FAX 028-632-2765